



# JAL不当解雇撤回ニュース

No411号 2014.12.02  
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局  
連絡先: 航空労組連絡会事務局  
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4  
フェニックスビル内  
TEL: 03-3742-3251 FAX: 03-5737-7819  
<http://www.jalkaikotekkai.com>

## 「重い腰」を上げようとしない厚労省・国交省に要請行動 政府はILO勧告を履行し、日航を指導せよ

ILOの第2次勧告、そして8月28日に出された不当労働行為事件(行訴)の判決を踏まえ、政府として、日航の不当解雇事件の早期全面解決にめざして日本航空を指導するよう、塩崎厚生労働大臣及び太田国土交通大臣あての要請書を提出するとともに、国民共闘、当該のCCUと日航乗組、原告団の代表による要請行動を、10月30日、31日に実施しました。遅くなりましたが報告します。

### 争議の早期か解決に向け 政府に具体的な対応を要請

要請行動では、要請書と合わせ判決を糾弾する国民共闘の幹事会声明を改めて提出し、次の4点を要請するとともに、ILOの2次勧告以降、厚労省や国交省の対応等で、その後進展があるのか否か、事実関係も質しました。

1. 2012年6月15日のILOの勧告に基づき、労使協議の場の設定に努めること
2. 2013年10月31日のILOの「フォローアップ見解」を踏まえ、全ての労組と人員採用計画について協議するよう日本航空を指導すること。
3. 不当労働行為をも実行し整理解雇に持ち込んだという事実経過を踏まえ、争議の早期解決に向けて日本航空を指導すること。
4. 安全運航を維持・強化する観点から、8月28日の判決でも示された労働組合敵視の労務政策を改めるよう、日本航空を指導すること。

要請事項やその後の対応等に対する厚労省、国交省の対応は下記の通り、係争中であり推移を見守るとし、解雇時点での人員体制の明示など事実関係の確認も含めて、行政としての具体的な対応姿勢は示されず、正に「官僚的」な答弁に終始しました。

### 厚労省の回答・対応

#### 労使交渉の場設定＝要請の1. 2項

労使交渉の場の設定については「労働組合法上十分な方策が講じられている」

#### 8. 28判決踏まえて争議の解決を＝要請の3項

「解雇事件の判決では、差別的な不当労働行為は認められていない。また現在、最高裁で係争中であり推移を見守る」

#### 正常な労使関係に向けた指導を＝要請の4項

労働委員会の命令は守らなければならない。現在東京高裁で係争中であり命令は確定している状況とは言えず、裁判の推移を見守る。

また、命令を守らない場合への対応は、まずは労働委員会等がすることであり、厚労省が直ちに対応をするものではない。

#### その後の厚労省の対応等について

- 昨年10月に示されたILOのフォローアップ見解については仮訳(案)ができ、承認待ちの状況。承認が得られればホームページにアップする。
- 高裁判決とその後の上告、不当労働行為事件の判決について、ILOへの報告は、現時点で実施していない。適切な時期に追加情報として報告する。
- 第2次勧告に対する見解は＝日本航空に対し、人員計画について全ての組合との協議を期待する旨述べられていることは承知している。

### 国交省の回答・対応

#### 要請事項に対する回答

「対応策については厚労省と協議の上対処する」

#### 質問への回答及びその後の対応等

- 解雇時点の人員体制について日本航空を質したのか

⇒「日本航空は非開示としている」

- 稼働が上がり乗務時間制限に迫るパイロットが続出し、乗務から外されている。この実態をどう見ているか

⇒「現時点で『乗務時間制限に達している乗員はいない』と聞いている」

- 本日の要請の内容について上司に報告し、「さらに応えられることがあれば、次回にはお答えしたい」

## 政府も再建に責任を追っている その責任に相応しい対応を求む

要請行動で示されたように、ILO 勧告を真摯に受け止め、争議の解決を図ろうとする姿勢は全くかたがうことではできません。要請団は、両省の対応を受け以下の点を再度主張し要請行動を終えました。

日航の再建に政府が深く関与してきたこと、さらには公的資金も投入した再建であり、政府も再建に責任を負う立場にあること。したがって、再建の過程でおきた不当労働行為等の違法行為があれば、厚労省や国交省はそれを正すべき立場あること。

裁判において日本航空は、解雇時点での人員体制を明示せず余剰人員数を隠蔽し続けた。日航は解雇の必

要性があったのか否かに関わる重要な事実である。再建に責任を負う政府として、人員削減が適正であったか否かを正確に把握すべきである。にも拘わらず「日本航空は非開示としている」として実態把握につとめない姿勢は、責任放棄であり、不当解雇した日本航空を擁護する姿勢であり、到底許されるものではない。

パイロットも客室乗務員も人員不足の実態が明らかであり、これは安全運航にもかかわる問題である。「現時点で『乗務時間制限に達している乗員はいない』と聞いている」といった誤魔化し答弁をするのではなく、実態を正確に把握し、安全運航を守る立場からの的確な指導を行うべきである。

労使交渉の場については法的枠組みが整っているとしているが、「法があればよい」とする考えであるなら、労働行政は必用ない。ILO の勧告も日本の法を踏まえて出されたものであり、行政として席になる対応が求められる。

ILO に対し、高裁判決と原告が上告したこと、そして不当労働行為事件(行訴)の判決を政府として早期に報告すべきである。ILO の2次勧告も仮訳の承認待ちとのことだが、政府としてレスポンスよく対応することが必要である。こうした努力は直ちにできることであり、政府がとして早期にILOに報告することを求める。

# 12月9日は REMEMBER ACTION



## デモ

- 18:00 聖蹟公園集合  
(京急新馬場より徒歩6分)
- 18:20 出発  
(約15~20分のデモ)

## 本社包囲行動

- 19:00~(デモ到着後開始)  
※終了19:30を予定しています

デモの集合時間に間に合わない方につきましては、直接日航本社に集合し、日航本社包囲行動からの参加をお願いします。

みなさんの参加を心から呼びかけます